



発行 東京都

目次

1

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）：一

告示

●東京都告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四百一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

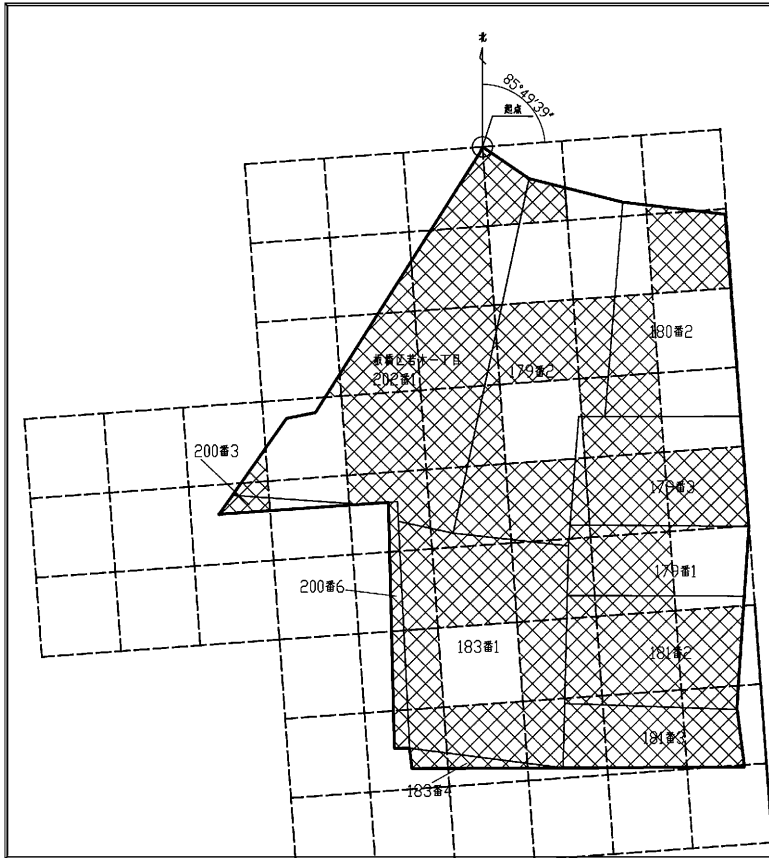
令和五年一月五日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区若木一丁目内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【別図】



【凡例】	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域

【起点】
起点は板橋区若木一丁目202番1の最北端とする。

【格子の回転角度（85度49分39秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

